

第七十二回帝國議會
衆議院

臨時船舶管理法案委員會會議錄(速記)第三回

付託議案
臨時船舶管理法案(政府提出)

會議

昭和十二年九月七日(火曜日)午後一時二十
九分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 牧山 耕藏君

理事濱野徹太郎君 理事最上 政三君

理事岡野 龍一君 理事中井 一夫君

理事南條 德男君

豐田 豐吉君 山本 厚三君

堤 康次郎君 漢那 憲和君

高橋壽太郎君 村上紋四郎君

高木桑太郎君 喜多壯一郎君

川副 隆君 大野 一造君

野口 喜一君 庄司 一郎君

板谷 順助君 池田七郎兵衛君

鹽川 正藏君 樋口善右衛門君

原 惣兵衛君 稻田 直道君

高昌龜太郎君 西岡竹次郎君

春名 成章君 伊豆 富人君

山崎 常吉君 長谷 長次君

米窪 滿亮君 岡崎 憲君

淺沼稻次郎君 小山 亮君

青木 作雄君

出席國務大臣左ノ如シ

遞信大臣 永井柳太郎君

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 太田 正孝君

遞信政務次官 田島勝太郎君

遞信參與官 犬養 健君

遞信省管船局長 小野 猛君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

臨時船舶管理法案(政府提出)

○牧山委員長 會議ヲ開キマス、昨日質問

ハ一通リ終了シタ譯デアリマスガ、本案ノ

贊否ヲ決スルニ特ニ質サナケレバナラスト

云フ點ダケハ保留シタ譯デアリマス、ソレ

ニ付テ濱野徹太郎君カラ發言ヲ求メラレテ

居リマスカラ、之ヲ許シマス——濱野徹太

郎君

○濱野委員 本法ノ附則ニアリマスル「本

法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スル

モノトスト」アリマスガ、此法案ガ非常立法

タルノ本質ニ鑑ミマシテ、所謂支那事變終

了ト云フモノノ字義ヲ明ニ致ス必要アリト

存ジマス、其點ニ付キマシテハ昨日遞信大

臣ヨリノ御説明ガアリマシタガ、尙ホ多少

ノ疑義ガ存スルヤウニ存ゼラレマスノデ、

此際ハッキリト御言明ヲ願ヘレバ 幸甚ト存
ジマス

○永井國務大臣 昨日事變終了ノ意味ニ付

テ御説明申上ゲテ置キマシタガ、尙ホ正確

ヲ期スル爲ニ重ネテ申上ゲマス、事變ノ終

了ハ勅裁ヲ仰イデ之ヲ定ムルノデアリマス

ガ、如何ナル場合ニ事變終了ノ勅裁ヲ仰グ

カト言ヒマス、事變ヲ終結セシムル兩國

ノ協定ガ成立シ、用兵ノ狀態モ略々平常ノ狀

態ニ復シタリト認ムル時デゴザイマス

○濱野委員 次ニ左ノ點ニ付テ政府ノ眞意

ヲ確メタイト思ヒマス、此法律ハ只今申上

ガマシタ通り、非常立法ノ一ツデアリマシ

テ、政府ニ強大ナル權限ヲ委任スルコト

ニナツテ居リマス、隨テ此非常立法タル本法

ノ運營ニ付テ重大ナル關係ノアリマスル第

十三條ノ船舶管理委員會ノ委員ノ選定ニ當

リマシテモ、國民ヲ代表スル議員ノ委員ニ

選任セラレル數ハ、成ベク多數選任セラレ

ルト云フコトガ本法ノ性質ニ鑑ミテ必要デ

アラウト思ヒマスノデ、此點ニ付テ政府ノ

御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○永井國務大臣 委員會ノ構成ニ付キマシ

テハ、只今ノ濱野君ノ御希望ニ副フヤウニ

出來ルダケ努力致シタイト存ジマス

○濱野委員 私ハ只今ノ大臣ノ言明ニ十分

ノ信賴ヲ拂ヒマシテ、之ヲ以テ質問ヲ打切

ルコトニ致シマス

○中井委員 大藏當局ニ一點御尋ヲ致シタ

イコトガアリマス、ソレハ此度ノ日支事變

ニ依リマシテ、各方面ニ於テ非常ナル軍事

關係ノ支拂ヲ政府ガセラレルコトニナツテ

居ルノデアリマスガ、其支拂ハ至ル所停頓

ヲ致シテ、國民ハ非常ニ迷惑ヲ感ジテ居ル

者モアルノデアリマス、船舶ニ付キマシテ

モ同様ノ事情ガアルノデアリマシテ、之ヲ

當該官憲ニ迫リマス、ソレハ會計法規ガ

窮蹙デアアルガ爲デアルト云ツテ其責任ヲ法

規ノ不備ニ轉嫁サレテ居ルノデアリマス、

既ニ非常時ト云ツテ茲ニ斯様ナ臨時船舶管

理法案ノ如キモノモ御出シニナルト云フ時

デアリマスカラ、其支拂ニ付キマシテモ民

間ノ實情ニ即スルヤウニ、餘リ多クノ犠牲

ヲ國民ニハ拂シメナイヤウニ處置セラレル

ガ當然デアラウト思フノデアリマス、就

キマシテハ會計法規ノ中ニハ概算拂、又

ハ前金拂等ガ出來ナイカノ如キ規定ニ相成ッ

テ居ルコトガ其不自由ヲ來ス原因ノ一ツ、

又運賃ト云フモノモ、規定ニハアリマスケ
レドモ、運賃ノ中ニ備船料ト云フモノガ含
マレテ居ルカドウカト云フコトニ付テ疑問
ノアリマスト云フコトモ其不自由ヲ來タス
原因ノ一ツナノデアリマス、此際大藏當局
トシテハ會計法規ノ斯様ナ不都合ナ點ヲ思
切ッテ改正ヲセラレ、民間現下ノ苦痛ヲ除
セラレル意思ナキヤ否ヤト云フコトヲ承リ
タイノデアリマス

○太田政府委員 中井君ノ御質問ニ御答致
シマス、政府ノ諸拂ガ滯リマス爲ニ、金融
逼迫等ノ點ニ付キマシテノ御忠告ハ確ト承
リマシタ、政府ノ方ニ於キマシテモ、サウ
云フコトノナイヤウニ成ベク早ク拂フヤウ
ニト云フコトヲソレム、促進シテ居ルノデ
アリマスガ、ソレデモ尙ホ及ビ得ザルノハ、
只今御示シニナツタヤウナ法規ノ關係モ一
ツアルノデアリマス、會計法二十一條ニ依
リマシテ、勅令ノ定ムル場合ニ於テハ前金
拂若クハ概算拂ガ出來ルヤウニナツテ居リ
マス、然ルニ其會計法二十一條ヲ受ケマシタ
ル會計規則第五十九條ノ中ニアル前金拂、
竝ニ第六十條ニアル概算拂ノ中ニ只今此法
案ト深キ關係ヲ持ッテ居ル船舶ノ備船料ヲ
前金拂ガ出來ルカ、或ハ概算拂ガ出來ルカ
ト云フト、實際上ニ於テ出事ナイト云フ解

釋ヲシテ居ッタノデアリマス、但シ今御言
葉ノ中ニモアリマシタ通り第五十九條ノ中
ニ前金拂ヲスル時ニハ運賃ヲ拂フト書イテ
アリマスカラ、其運賃ノ中ニ備船料ヲ含ム
ベキカドウカト云フコトニ付テ疑義ガア
リ、實際ニハ之ニ適用シテ居ラナカッタノデ
アリマス、概算拂ノ方ニハ運賃ト云フモノ
ハアリマセヌ、ソコデ關係當局ト御相談申
上ゲテ近ク勅令ヲ以テ特例ヲ設ケルコトト
致シ、前金拂ノ場合ニモ概算拂ノ場合ニモ
備船料ヲ拂ヒ得ルヤウニスルコトニ決定シ
タ次第デアリマス

○中井委員 能ク諒承致シマシタ、大藏當
局ノ御親切ヲ多ト致シマス

○原委員 昨日罰則規定ガ大分喧シク問題
ニナツタノデアリマスガ、最後ハ刑罰法規
ニ委託スルコトニナリマスノデ、非常ナ重
要ナ點ニ付キマシテ、モウ一言大臣ノ御説
明ヲ承ッテ置キタイと思ヒマス、ソレハ法人
ノ場合ト個人ノ場合ニ於テ結局非常ナ不公
平ガ起ルト云フコトハ論ジ盡サレタノデ、
此不公平ト云フコトニ付テノ問題デアリマ
スカラ、敢テ司法當局ノ御答辯ヲ承ルマデ
モナク、大臣自身トシテ公平ト御考ニナツテ
居リマスカ、個人ト法人ト違ヒデ確ニ不公
平ナ立場ニ置カレテ居ルト云フコトニ付

テ、此點ドウ云フ風ニ御認メニナリマスカ
承リタイ、

○永井國務大臣 此罰則ハ總テノ法案ニ共
通シテ居ルノデアリマスシ、從來モ亦此罰
則ガ多クノ場合ニ使用サレテ居リマスノ
デ、今日ノ所此罰則ヲ此儘使用スルコトガ
適當デアルト考ヘマス、尙ホ御意見ノ次第
モアリマスノデ、將來此點ニ付キマシテハ
尙ホ研究スル積リデゴザイマス

○稻田委員 私ハ船ノ事ハ餘リ詳シクアリ
マセヌノデ、中上ゲルコトモドウカト思ヒ
マスケレドモ、此法案ガ施行セラレル上ニ
於キマシテ御注意シテ戴キタイコトハ、現
ニ或船主ノ如キハ一日ニ六萬圓モ金ヲ儲ケ
テ居ルノデアリマスガ、將來船ノ輸入サレ
ル場合ニ於テモ、現在船ヲ有ッテ居ラレル人
ガ、此事變ニ依リマシテ巨利ヲ博スルト云
フ機會ガ多イノデアリマスカラ、政府ニ於
テ此法案ヲ運用セラレル上ニ於キマシテ、
サウ云フ點ニ付テ御注意アラントラ希望
致シマス

○牧山委員長 質問ハ全部終了致シマシ
タ、之ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依ッ
テ發言ヲ許シマス——濱野徹太郎君

○濱野委員 私ハ民政黨ヲ代表シマシテ本
法ニ賛成ノ意ヲ表スル者デアリマス、本法

ハ日支事變ノ突發進展ニ伴ヒ軍需輸送ニ多
量ノ船腹ヲ必要トシマス、之ニ伴ヒ一般船
舶市場ノ需要ニ應ズベキ船腹ノ調節、運賃
ノ調整、造船ノ促進ヲ圖ランガ爲ニ、所謂
戰時體制下ニ於ケル海上運輸統制ヲ全ウセ
ントスル趣意デアルト承知致シマス共
ニ、國民モ亦今日ノ時勢ニ鑑ミ、本法ノ如
キ法案ヲ發布ハ既ニ豫期セルモノガアツタ
ト存ズルノデアリマス、吾々ノ本法ニ對ス
ル懸念ハ、本來統制ノ本質其運営ニ關スル
點デアリマス、御承知ノ通り本來海運ト云
フモノハ、全般的ニ見テ國防、産業上等必
須ノ重要機關デアリマス、サウシテ多分ニ
自主獨立的ノ特色ノ強イ企業デアリマス、
隨テ其運営ニ當リマシテハ、何處マデモ自
治ヲ生命トスルコトハ當然デアリマス、最
近非常時ノ要求ニ伴ヒマシテ業者ノ方面ニ
於テハ運行ノ自主統制ニ努メ、著々トシテ
其功績ヲ擧ゲントシテ居リマス、併ナガラ
政府ノ説明ニ依リマスレバ、本法ノ趣意ト
云フモノハ船主當業者側ニ於ケル所ノ自主
的統制ノ精神ヲ尊重シ是ト相表裏シ、相倚
リテ以テ本法立法ノ趣旨ヲ透徹セシメント
スル意圖デアルト云フコトヲ承リ、寧ろ本
法ノ存在ハ事變ノ存スル限リ緊急ナモノデ
アルト存ジマスルト共ニ、翼クハ當局ノ方

面ニ於カレマシテモ、時代ノ勢ニ便乗スル
ガ如キコトヲ避ケラレタイト存ズルノデア
リマス、併ナガラ私ハ本法ヲ唯單ニ贊成シ
謳歌スルト云フノミニ止マル者デアリマ
セスノデ、二三ノ點ニ付キマシテ意見ヲ申
上ゲタイト存ジマス

先ヅ本法第五條、第六條ハ最モ緊急處置
ヲ要スル場合ニ於テ發動シ、緊急ナラザ
ル場合ニ於キマシテハ、民間ニ十分協議
ノ機會ヲ作り、民意ノ尊重ヲ怠ラズト云
フ當局ノ説明ニ十分ノ信頼ヲ寄セマスガ、
吾々ハ進ンデ此政府ノ説明ノ案ノ具體化
ノ言明ヲ要求シタノデアリマスケレドモ、
今日ノ議事進行ノ狀態ニ顧ミマシテ是以
上申シマセヌ、政府ハ須ク此言明ヲ十分
自ラ尊重セラレマシテ、吾々ノ信頼ニ反
セザランヤウニ最善ノ準備ト注意ヲ必要
ト致スト存ジマス、次ニ本法ノ目的ハ事變
ニ處スベキ船腹ノ需給ニ對應センガ爲デア
リ、隨テ船腹モ當然増加ノ傾向ヲ迎ルモノ
ト豫定スベキデアリマス、又一面海運ニ從
事セラレル人達、高級又普通ノ船員ノ如キ
ハ、海軍ノ所謂豫備隊ト云フヤウナ實質ニ
鑑ミマシテ、船員ノ公務召集ニ應ズル人モ
多々アツタト存ジマスガ、是等ノ數點ニ鑑
ミマスル時ニハ、高級船員ノ急速ニシテ、

且ツ多數ノ養成ニ對シテ十分ノ準備ヲ必要
ト致シマス、更ニ船員ノ質及數ノ制限ノ緩
和ヲ圖ルト云フコトガ條文ニ置カレテ居リ
マス結果、其方面ニ慮リヲ致シマスル時ニ
ハ、是等高級並ニ普通船員ヲシテ過勞ノ弊
ニ陷ラシムルコトガナイヤウニ最善ノ注意
ヲ致サレタイト存ジマス、尙ホ本法ハ急遽
ヲ要シタル緊急立法タルノ故デアリマ
スカ、法律的ノ論點カラ見マシテ足ラザ
ルモノアリ、或ハ其趣意ノ徹底ニ頗ル遺
憾ノ點ガアルヤウニ存ジマス、尙ホ本法
違反者ニ對スル罰則ニ付キマシテハ、法
人ニ對スル罰則ニ對シテハ單ニ罰金刑ヲ
以テノミ臨ムコトニナツテ居リマスガ、
例ヘバ小資本ヲ以テ經營スル所ノ個人ガ萬
一本法違反ノ行爲ヲ爲シタ場合ニハ、之ニ臨
ムニ峻嚴ナル懲役或ハ重キ罰金刑ヲ以テ臨
ムコトニナツテ居リマスルニ反シ、大資本ヲ
擁シ巨利ヲ博スル所ノ法人ガ本法ニ違反ノ
行爲ガアツタ場合ニ於キマシテハ、唯單ニ
其理事者ニ對シテ罰金刑ノミヲ以テ臨ムト
云フコトハ頗ル刑ノ均衡ヲ失シ、國民ノ感
情ノ上ニ於テモ面白カラヌモノガアルト存
ジマスノデ、司法當局ハ斯ル場合ニ於テ大
イニ慎重ニ實情ヲ酌ミ刑ノ均衡ヲ謬ル如キ
コトナカラシメンコトヲ要スルト存ジマ

ス、尙ホ第五條、第六條ニヨル統制力發動
ノ場合、著シキ損害ヲ受ケタル者ガ、之ニ
對シテ不服ノ申立、補償ヲ得ルノ途ヲ開カ
ザルノ點アルハ獨リ本法ノミノ弊トスル所
デハアリマセスケレドモ、ソレ故ニコソ却ッ
テ政府ハ本法ノ發動ニ對シテハ事前ニ於テ
十分慎重ノ用意ヲ要トスルモノデアルト
存ジマス、之ヲ要スルニ本法ハ政府ノ意圖セ
ラル、ガ如ク船主營業者側ノ自主統制ノ精
神ト相倚リ相補ツテ、以テ日支事變ニ對處セ
ントスルノ趣旨ヲ十分自ラ尊重セラレ、謂
フ所ノ官僚獨善ノ權力ノミニ依ルト云フガ
如キコトナク、以テ海國日本ノ第一線ニ飛
躍シ、進展セントスル今日ノ日本ノ海運ヲ
徒ニ萎縮セシムルガ如キ結果ヲ招來セザル
ヤウ最善ノ用意ヲ喚起シタイト存ジマス、
以上私ガ本法ノ諸點ニ對シテ政府ノ注意ヲ
喚起スルコトハ、本法ノ今日ニ處スル必要
性ヲ十分ニ認識スルモノアルト共ニ、非常
立法トシテノ本法ノ其運營ニ當リテ寸毫ノ
過誤ナカラシメンガ爲ニ政府自身十分ノ責
任ヲ喚起致シタイト云フ所以ニ外ナラナイ
ノデアリマス、之ヲ以テ私ノ贊成ノ意ヲ表
スル次第デアリマス

○中井委員 私ハ立憲政友會ヲ代表致シマ
シテ贊成ノ意ヲ表スル者デアリマス、本法

ノ内容ガ洵ニ重要デアルトハ言フマデモ
ナイノデアリマシテ、謂ハバ是ハ議會ガ行
政府タル政府ニ對シマシテ、強力ナ、廣汎ナ
權力ヲ本法ニ依ッテ委任スルノ結果トナル
ノデアリマス、隨ヒマシテ私共此法案ヲ承
認セントスル者ハ、其責任ノ重大ナルコト
ヲ痛感致シマスルト共ニ、其強力廣大ナル
權限ヲ委任セラレル所ノ政府モ亦、其責任
ノ重大ナルコトヲ能ク御認識ニナラナケレ
バナラナイト信ジマス、即チ問題ハ一ニ懸ッ
テ此法案ノ運用宜シキヲ得ルヤ否ヤト云フ
コトニアルノデアリマス、此點ニ付キマシ
テハ遞信當局ハ平素ヨリ常ニ船主、船員其
他海運關係者トノ間ニ、胸襟ヲ開イテ萬事
ヲ圓滿ニ處理セラレテ居リマスカラ、此ノ
法案ノ運用ニ當リマシテモ萬過チナイモノ
トハ存ジマスルケレドモ、此際私ハ異々モ
此法案ノ運用ノ責任ノ重大デアルト云フコ
トヲ強調シテ、政府ノ善處ヲ要求致ス者ナ
ノデアリマス、就キマシテハ既ニ只今濱野
君カラモ御話ガアリマシタガ、本案第五條、
第六條ノ如キ、是ハ單ニ船賃、又ハ船價ノ
高低多寡ヲ決メルト云フコトダケデハナ
クシテ、航路ノ制限廢止等、海運營業ノ根本
ニマデ及ブモノデアリマス、我國ノ海運業
ガ、多大ナル苦心慘憺ノ結果、漸ク世界ノ

到ル處ニ雄飛スルヤウニ相成ツタト云フコトハ、申スマデモナイノデアリマスガ、今日非常時デアレバアル程、海運業ヲ盛シナラシメテ、サウシテ一面國防、他面國際收支ノ改善ニ資スルト云フコトガ、一層必要デアルト思フノデアリマス、然ルニ事變ナルガ故ヲ以テ、愈々伸ビテ行カントシツ、アル此海運業ヲ壓迫スルト云フヤウナコトニナリマスルナラバ、是程残念ナコトハナイト存ジマス

本法ニ依ルト、一般海運營業ハ素ヨリ、船員ノ待遇サヘモ薄メ得ルト云フコトニ相成ツテ居リマス、斯ノ如キコトニ付キマシテハ、政府ハ特ニ慎重ナル態度ヲ以テ、臨マレナケレバナリマセヌ、一言ニシテ之ヲ申シマスルナラバ、本法ハ飽マデモ政府ノ傳家ノ寶刀トセラルベキモノデアツテ、昨日板谷君モ言ハレタヤウニ、斷ジテ忽セニハ抜クベキモノデナイト云フコトヲ、吳々モ申上ゲテ置カナケレバナラスノデアリマス、次ニ本法ノ運用ニ關シテ、管理委員會ノ問題ガゴザイマス、是ニ付テハ遞信大臣ノ明確ナル御答辯ヲ信賴致シマス、願クバ其御言明ノ精神ニ則ツテ、飽マデモ民意尊重、官僚獨善ニ陥ラナイヤウニ、ヤツテ行カレタイノデアリマス、又委員ノ選定

ノ如キモ、從來政府ノ委員會ニヨク見マスル如キ、著名ノ大實業家、大資本家ニアラザレバ委員タルヲ得ズト謂フガ如キ實ニ噴飯ニ堪ヘナイ從來ノ陋習ニ囚ハレルコトナク、思ヒ切ツテ各方面ノ適材ヲ集メラレテ、眞劍ナル國家ノ委員會トセラレルヤウニ、希望致ス次第デアリマス

次ニ所謂變態輸入船ノ問題ニ付キマシテハ、板谷君、堤君等ヨリ互ニ異ナレル見地ヨリ、論ゼラレタ所デアリマスガ、此輸入ヲ可トスルカ、否トスルカ、ト云フ事ハ、曩ニ船舶素質改善法案ノ提出サレマシテ以來、此方五箇年ノ間、海運界ニ於テ有力ナル二潮流トシテノ對立ヲ來シツ、今日ニ迄至ツタ問題デアリマス、大正六年ノ戰時船舶管理令ノ布カレマシタ時ニ於テハ、日本ニハ船ガ剩ツテ外國ニハ船ガ少クナイ、外國ガ日本ノ船ヲ取入レントシタ時デアリマス、此度本法案ヲ政府ガ施行セラレントスル今日ハ、日本ニ船舶少クシテ、外國ニ船舶多カラントシテ居ル時デアリマス、併ナガラサレバトテ直チニ無條件ノ輸入ヲ許容スベキデアラウカ、斯様ナ時代ニ於テ、一體日本ノ海運政策ハ、如何ナル方針ノ下ニ進ンデ行クベキカ、我國海運界ノ將來ヲ念ヒマス時、實ニ重大ナル問題ガ含マレテ居

ルト思ヒマス、從ツテ政府ノ處置ノ仕方ニ依リマシテハ、各方面ニ重大ナル結果ヲ來スノデアリマスカラ、政府ハ事態ノ實相ヲ洞察セラレ、先般來同僚議員ノ質問ニ答ヘテ居ラレマス通り、最も慎重ナル態度ヲ以テ、善處セラレントコトヲ、特ニ注意ヲ致シテ置キマス、更ニ本案ノ罰則規定ニ付キマシテハ、昨日私ニ於テ又唯今ハ原君ヨリ御話ノアリマシタ通り、洵ニ個人ト法人トノ間ニ不公平ノ憾ナキヲ得マセヌ、而シテ我國現代社會ノ實情ヲ見マスナラバ、大キナ者ガ大キナ惡事ヲ致シテモ輕ク罰セラレ、小サイ者ガ小サイ惡事ヲスルト重ク罰セラレルト云フ例ガ、到ル處ニアルノデアリマス、斯ウ云フ不公平ナル情勢ト云フモノガ、我國ニ存在致シテ居リマスコトハ、實ニ現代ノ惱ミデアルト思フノデアリマス、政府ハ庶政一新ト言ハレ、殊ニ現内閣ニ於キマシテハ、社會正義ト云フコトヲ高調サレテ居リマス、本法ヲ施行セラレントスルニ當リマシテハ、斯様ナ問題ニコソ、新例ヲ聞イテ、國家ノ眞憂ニ「メス」ヲ入レラレルコトガ適當デアツト思フノデアリマス、司法當局ノ辯明ニ依リマス、罰則規定ノ體裁ガ、他ノ法案ニ於テモ同様ニ相成ツテ居ル、已ムヲ得ズ其形式、前例ヲ踏襲シテ居ルト

云フコトデアリマスガ、サウ云フ考ヘ方ガ、吾々ハ氣ニ入ラスノデアリマス、サウ云フ考方ヲ打破ツテ、新シイ正シイ考方ニ基イテ、大キナ者ガ大キイ惡事ヲシタ場合ニハ、嚴罰ニ處スル、小サイ者ガ小サイ惡事ヲシタ場合ニハ、輕ク處罰スル、所謂社會正義ニ合フヤウニ、此法律ヲモ作製セラレテ行クト云フコトガ、現内閣主張ノ眞髓ニ合スルモノデアルト信ズルノデアリマス、然ルニ最モ吾々ノ尊敬スル、民衆政治家トシテノ永井遞信大臣ノ下ニ於テ、此法案ガ作ラレヨウトスルノニ、此點ニ付テ、大臣平素ノ御主張ノ現ハレルコトノ出來ナカッタコトヲ殘念ニ思ヒマス、併ナガラ吾々ハ他ノ問題ト共ニ、本法案ハ所謂臨時立法デアリマスガ故ニ、暫ク之ヲ看過致シマシテ、唯此罰則ヲ適用スルニ當ツテハ不公平ナル結果ヲ來サナイヤウニ善處セラレントヲ注意スルニ止メマス、最後ニ、本法案ハ事變終了後一年以内ニ廢止セラレント云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、事變終了トハ何ゾヤト云フコトニ付キマシテハ、只今大臣ノ御説明ニ依ツテ之ヲ諒承致シマシタ併シナガラ終了致シタ後ニ於テ、既ニ本法ノ效果ノ發生ニ依ツテ、各方面ニ船舶ノ動員ヲサレテ居リマスルノヲ、元ノ狀態ニ

戻スト云フコトニ付テ、政府ハ如何ナル用意ト方策トヲ有セラル、ノデアアルカ、其用意方策コソハ最モ大切ナ結果ヲ來スモノデアルト信ジマス、例ヘテ見レバ遠洋航路ノ如キ、ソレガ定期デアラウガ、不定期デアラウガ、皆是レ粒々辛苦シテ海運業者、船員ガ獲得致シタモノデアリマス、率直ニ申シマスナラバ、外國ノヤツテ居タモノヲ取上ゲテ日本ノ航路ト致シタノデアリマス、斯ウ云フ所カラ船ヲ引揚ゲテ參リマス、其結果ハ、既ニ彼ノ印度航路ノ如キ、今ヤ英國船ハドシノ之ニ侵入ヲ致シテ參リマシタ、其他ノ方面ニ於テモ外國船ガ日本船ノ引揚ノ後ニツケ込シテ活躍ヲ致サントシテ居リマス、左様ナ方面ヘノ船ヲ先ヅ以テ還ヘサレテ、サウシテ此管理令發動ノ結果、若クハ政府ガ徵發ニナツタ所ノ船舶、ソレニ依ル各方面ノ犧牲ヲ極力緩和セラレ

ルヤウニ、出來得ル限りノ考慮ヲ拂ハレタインデアリマス、即チ政府ノ親切ナル用意ト善處ニ依リマシテ、海運界ノ今次事變ニ依リ打撃ヲ少シデモ少クセラレルヤウニ、格別ノ御配慮ヲ願ヒタイノデアリマス
右意見ヲ附シマシテ、私ハ本案ニ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス
○牧山委員長 ソレデハ暫ク休憩致シマ

ス、引續キ本會議ニ於ケル豫算議了直後ニ開會シタイト思ヒマスカラ、ドウゾ御出席ヲ願ヒマス
午後二時三分休憩
午後二時二十七分開議

○牧山委員長 前會ニ引續キ會議ヲ開キマス——春成名章君
○春名委員 第一議員俱樂部ノ態度ヲ簡單ニ表明致シマス、即チ時局ノ重大ト今後ニ鑑ミマスレバ、本法案ハ之ヲ成立セシムベキモノナリト考ヘマスルガ故ニ、本案ニ對シテハ賛成致ス者デアリマス、唯本案ノ内容ニ至リマシテハ昨日來ノ委員會ノ經過竝本日民政黨及政友會ノ代表者諸君ノ御論議ヲ聞キマシテモ、相當論議ノ餘地ガアリ、考究スベキ箇所モ多イト存ジマス、併ナガラ罰則ノ問題ニシマシテモ、亦委員會ノ組織又其運用ノ點ニ付キマシテモ、既ニ論ゼラレタ點デアリマスカラ、是ハ重複ヲ避ケテ私ハ申上ゲマセヌ、又應召海員ノ優遇ノ問題ニ當リマシテハ、昨日管船局長ヨリ、陸海軍當局ト懇談ヲシテ、適當ナル措置ヲ執ルトノ言明アリ、又同様海員ノ思想問題ニ付キマシテモ、遞信大臣ヨリ善處ストノ御言明ガアリマシタガ故ニ、之ニ信賴シテ更ニ重ヌルコトヲ致シマセヌ、要ハ本案ハ所謂

昨日遞信大臣ノ言明セラレタ通りニ、統制法デアリマス、統制法ト所謂自由主義乃至ハ自治統制トノ間ヲ潛ツテ、提案ノ趣旨トセラル、一般交通海運ノ調整ヲ期シ、以テ時局ニ貢獻ヲスルト云フノデアリマシテ、實際問題ト致シマシテ、妙味ハ亦茲ニ存スルノデアリマス、謂ハバ理想的ノ法案デアルトモ言ヒ得ルト私ハ考ヘマス、併ナガラ實際問題トシテ其目的ヲ達シ實效ヲ舉ゲルト云フコトニ付キマシテハ、事容易デナイト思ヒマス、之ニ付テハ當業者ノ奮發モ望マナケレバナリマセヌガ、一面ニ於テハ何ト致シマシテモ當局者ガ法ノ運用ニ付キマシテ十分御注意アリ、御用意アルコトヲ要スルト思ヒマス、私ハ言ハ簡單デアリマスルケレドモ、重大ナル意味ヲ以テ是ダケノ御注意希望ヲ致シマシテ、本案ニ賛成ノ意ヲ重ネテ表明スル者デアリマス

○米窪委員 私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマシテ本案ニ對シテ賛成スル者デアリマス、但シ本案ニ付キマシテハ昨日御質問申上ゲタ時ニソレニ觸レタノデアリマスガ、成文ニ付テハ尙ホ多クノ私共トシテ嫌ライナ點ガアルノデアリマス、本法ノ如キ非常統制ノ目的ヲ持ツテ居ルモノニ於テハ其要諦ハ運用ノ妙ヲ極メルノニアルノデアリマス、其

點ニ付テ二三ノ希望意見ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス
第一ニ此本法ヲ實行スルコトニ於テ副作用トシテ起ルコトガ必ズ必至デアルト思ハレル點ハ、昨日モ申上ゲマシタ所謂非常時局ニ對應スル爲ニ徵發サレタ船ノ空位ヲ塞グ爲ニ遠洋航路ニ從事シテ居ル船舶ヲ近海ニ引揚ゲルコトカラ生ズル我が海運業者ノ航權ノ衰退却ト云フコトデアアルノデアリマス、此點ニ付テハ之ニ對應スル方策トシテ遞信當局ハ來ルベキ一年間ニ新造サレル五十万噸、或ハ來ルベキ二年間ニ新造サレル百万噸ヲ以テ之ニ處スルト云フコトヲ言ハレテ居リマスガ、造船資材デアアル鐵ノ最近ノ狀況カラ見マシテ、果シテ此御豫定ガ十分ニ行クカドウカト云フコトヲ吾々ハ危惧ノ念ニ堪ヘナイ、隨テ問題ハ外國船ノ購入及ビ外國船ノ備船ト云フコトガ含マレテ來ルト思フノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、板谷委員其他ノ委員カラ非常ナ御心配デアアル質問ガ出テ居リマス、吾々モ同感デアリマス、政府當局ハ此外外國船ノ購入及ビ備船ニ付テ業者ニ十分ナル好意ヲ以テ、サウシテ補償ガ出來ナケレバ相當ノ便宜ヲ御取計ハレルヤウニ御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス
第二ノ點ハ先日小野政府委員カラ伺ッタノ

デアリマスガ、本法ニ於テハ之ヲ豫定シテ居
ラナイ、所管違ヒデアルカラト云フコトデ
アルノデアリマスガ、即チ船體保險料ニ付テ
テハ速ニ當該關係官廳ト御協議ノ上相當ノ
統制ガ加ヘラレルヤウニ善處ヲ願ヒタイト
思フノデアリマス

次ニ希望ヲ申上ゲタイ點ハ、此機會ニ内
外地ノ海事行政ノ統一、是ハ是非共何等カ
ノ方法ヲ以テ行政機構ノ改革、或ハ貿易ノ
改革、何カノ方法ヲ以テ確立サレンコトヲ
希望スルノデアリマス、此問題ハ本法ガ假
令、廢案ニナツテモ、此點ハ殘リ得ルヤウニ
本法ノ施行ヲ通ジテ其素地ヲ作ラレンコ
トヲ希望ニ堪ヘナイノデアリマス、次ニ同
ジク同様ノ希望ハ昨日御質問申上ゲマシタ
即チ日本船ニハ日本ノ船員ヲ使フベシト云
フ原則ヲ御確立アラシコトヲ御願スル譯デ
アリマス、更ニ先程同僚ノ委員カラ此事變ニ
微發サレル船舶、其他ノ船舶ニ乗組ム船員
ノ保護ニ付テ非常ナ御高配アル御言葉ガア
リマシタ、併シ此船員ニ直接關係アル吾々
トシテハ洵ニ有難イ次第デアルケレドモ、
船員ノ今日ノ心境ハ軍屬ニ等シイ心持ヲ以
テ、身ヲ鴻毛ノ輕キニ任ジテ殆ド軍人ト同
様ニ戰地區域ニ出入シマシテ、危險ヲ冒シ
テ或ル者ハ既ニ戰禍ノ犠牲トナリ、或ル者

ハ重傷ヲ受ケテ居ル例ガ多アルノデアリ
マス、然ルニ一言半句モ危險手當ヲ要求致
シテ居リマセヌ、本人トシテモ、所屬勞動
團體トシテモ何モソレニ觸レテ居ラナイデ
アリマス、併シ斯ノ如ク船主ハ船舶ヲ微發
サレル點ニ付テ苦痛ガアルデセウガ、船員
ハ自分ノ身ヲ犠牲ニ供シテ此管理法案ノ指
示スル精神ヲ身ヲ以テ實踐シテ居ルノニ對
シテ、本人達ガ希望シナイカラト云ツテ政
府當局ハ之ヲ高閣ニ束ネテ置クナラバ私ハ
恐ルベキ結果ヲ生ズルト思ヒマス、此船員
ノ犠牲的態度ヲ政府當局ハ能ク御觀察ノ
上、昨日御質問申上ゲタ船主船員ノ協同ノ
産業協力機關デアル海事協同會ニ對シテ、
此點ハ十分ナル御指示竝ニ御指導ヲ賜ハラ
シコトヲ御願スル次第デアリマス、私ハ最
後ニ船舶管理委員會ノ組織ニ付テ是非ハ
逕信御當局ニ深甚ナル御注意ヲ願ヒタイ、
此點ハ同僚委員カラシテ既ニ色々御希望
ガアリマシテ、之ニ對シテ逕信大臣ハ成ベ
ク廣ク關係者ノ代表ヲ参加セシムルト云フ
御答辯ガアツタ、抽象的ニ吾々ハ諒解シテ居
リマスガ、私ハ具體的ニ此二十五名ト規定
サレテ居ルモノヲ其數ヲ相當御増加ニナッ
テ、勿論臨時委員、特別委員ノ制度ハアリ
マスガ、兎ニ角正委員ノ數ヲモウ少シ殖ヤシ

テ、サウシテ正委員ニハ——今日勞動團體
ハ陸上デモ、海上デモ一意専心舉國一致ノ
態度ヲ執リマシテ、既ニ我が黨カラハ産業
平和ニ關スル建議案ヲ出シテ居リマス、或
ハ勞資一體トナツテ難局ヲ切抜ケルト云フ
態度ヲ示シテ居リマス、斯ウ云フ態度ニ鑑
ミマシテ、海事協同會ノ如キ機關ノ完全ニ産
業ノ協調的態度ヲ示シテ居ル、是等ノ具體
的ノ事實ニ鑑ミマシテ、管理委員ニモ船主
ト竝ンデ船員ノ代表者ヲ御加ヘニナルト云
フコトヲ御考慮願ヒタイ、最後ニ臨時船舶
管理委員會ノ構成委員ニ海員ヲ加ヘルト云
フ私ノ希望ハ、委員長ガ本會議ニ於テ御報
告ノ時ニ御加ヘテ願ヒタイト思ヒマス、私
ハ以上ノ希望ノ諸點ヲ申上ゲマシテ本案ニ
賛成スル者デアリマス

○牧山委員長 小山亮君

○小山委員 國家非常ノ難局ニ當テ本法
ヲ衆議院ニ於テ通過セシムルコトハ、私ハ
當然過ギル程當然デアラウト思ヒマス、民
間ノ船舶業者モ恐ラクハ此非常時局ニ直面
シテ此事態ヲ直視スル時ニ、喜ンデ本案ノ
遂行ニ協力シ、國策ノ遂行ニ對シテ有ユル
力ヲ披瀝シテニ參加スルコトヲ決シテ拒
ム者デナイト私ハ思フテ居リマス、從來マ
デ船舶業者ガ造船ノ獎勵資金ニ於テ、或ハ

航路ノ補助金等ニ於テ相當多額ノ補助金ヲ
獲得シテ居ル所ノ、即チ十分ニ政府ノ恩寵
ニ浴シテ居ル所ノ船舶業者ガ多クアリマ
ス、即チ國家ガ今日マデ是等ノ船主ニ加ヘ
タ所ノ其補助金、其恩惠ト云フモノハ、斯
ル非常時ニ於テこそ初メテ役ニ立タセシガ
爲デアラウト私ハ思フ、即チ今日マデ有ユ
ル恩寵ヲ受ケタ所ノ船主ハ、此際一意報國
ノ精神ヲ以テ、國家ノ此國難ニ殉ズル爲ニ
有ユル犠牲ヲ忍ブコトハ當然デアラウト思
ヒマス、右ノ手デ金儲ケヲシナガラ、左ノ
手デ國難ニ殉ズルト云フ風ナ器用ナコトハ
私ハ到底考ヘ得ラレナイト思フ、全力ヲ舉
ゲテ此國難ニ殉ズルガ爲ニ、有ユル犠牲ヲ
拂フコトハ當然デアラウト私ハ思フ、又船員
ニ致シマシテモ、高級船員、普通船員ヲ問
ハズ、今日マデノ船員ノ待遇ト云フモノ
ハ、二重刑罰等ニ於テ、船員法ノ改正法律
案等ニ於テ多々論議サレタルガ如ク、從來
ニ於テハ其待遇ト云フモノガ、一般ノ陸上
ノ勞働者ニ比シテ極メテ差別的ナモノデア
リマシタ、サウシテ此差別ヲ撤廢センガ爲
ニ、常ニ力ヲ盡シテ、議會ニ或ハ社會問題
トシテ、或ハ法律問題トシテ之ヲ爭ツテ來
タノデアリマスルガ、今日ノ非常時ニ直面
スル時ニハ、最早サウシタ待遇問題ヲ論議

シテ居ル氣持ノ者ハ恐ラクハ一人モナイダ
ラウト思フ、日々ノ新聞紙上ニ現レル陸海
軍人ノアノ戰地ニ於ケル所ノ悲壯ナル活躍
ノ狀態ヲ見テ、國ノ有ユル階級ヲ擧ゲテ血
ト肉トヲ動員シテ、サウシテ國難ニ殉ゼン
トシテ居ル秋ニ、獨リ船員ノミガ自分ノ安
逸ヲ望ミ、其生活ノ安定ヲ望ムト云フコト

ハ有リ得ナイ、命ヲ賭シテ此國難ニ殉ズル
所ノ氣持ハ、恐ラク高級、下級、普通ノ船
員ノ總テヲ擧ゲテ私ハ等シイモノガラウト
思ヒマス、斯ルガ故ニ此時局ガ次第ニ進展
ラシ、サウシテ戰局ガ切迫ラシテ來ルニ連
レマシテ、如何ナル困難モ吾々ハ忍ンデ戰
ヲ勝利ニ導クマデ、努力邁進ラスルト云フ
コトヲ私ハ信ジテ疑ヒマセヌ、ドウカ此點
ニ於テハ、遞信當局ハ決シテ御心配ナク此
法律案遂行ノ爲ニ、國策遂行ノ爲ニ邁進ア
ランコトヲ望ミマス、併ナガラ從來極メテ
自由放縱ニ流レテ居リマシタル船舶業者
ヲ——少クモ全國船舶業者ノ總數ハ二百四
十二近イト私ハ思ッテ居リマス、其二百四
十二近イ所ノ小船主マデモ網羅シマシテ、
サウシテ之ヲ統制ヲシヨウト云フニハ相當
ノ困難ガ伴フ、サウシテ又此法律案ハ、此
法律案ノ效果ノ萬全ヲ期スルガ爲ニハ、極
メテ強力ナル組織ト、サウシテ當局ニ十分

ナル覺悟ガナケレバ到底其所期ノ成果ヲ
擧ゲルコトハ私ハ出來ナイと思ヒマスガ故
ニ、本法遂行ノ爲ニハ各關係當局ノ要路ノ
人々ハ、十分ナル覺悟ヲ以テ、十分ナル效
果ヲ擧ゲラレルヤウニ御努力アランコトヲ
切望致シマシテ、私ハ本案ノ成立ニ贊成ヲ
致シマス

○青木委員 東方會ヲ代表シテ本案ニ贊成
致シマス、諄イヤウデアリマスルガ、次ノ希
望ヲ附シテ置キマス、即チ第十九條竝ニ第二
十條中法人ニ對スル罰則ハ、業者ノ大部分ガ
法人デアリ、大魚ニ輕ク、雜魚ニ重キ刑ヲ科
スルコトハ、如何ニモ不備、不公平ナル事明
カデアリマスガ、他ノ法律ガ殆ド總テ此主義
ニ則ッテ居ルト云フノデアリマスカラ、先
ヅ此主義ヲ改ムルコトハ、社會正義ノ上カ
ラ緊要デアリマスルガ、是ハ司法當局ニ於
テ速ニ他ノ機會ニ刑罰上ノ全面的改正ト共
ニ實現セラレンコトヲ希望シテ、此場合本
案ノ重要性ニ鑑ミ贊成スルコトト致シマ
ス、尙ホ本案ハ強大ナル統制、管理ノ力ヲ
政府ニ與ヘルモノナルガ故ニ、國民經濟上
或ハ當業者又ハ船員ノ利益ニ於テ徒ニ犧牲
ヲ拂ハシムルコトナカラシムルハ、自治的
統制ニ依ルコトガ最善ノヤウデアリマス
ガ、既ニ本案ヲ必要トスルニ至ッタ以上ハ、

是ガ運用ニ當リ、當局ハ積極的獻身的態
度、人材ノ充實ニ依ルコトガ大切デアルト
云フコトハ、同僚委員カラモ強ク叫バレタ
ノデアリマス、私ハ特ニ此點ニ付テ當局ノ
御注意アランコトヲ希望スル次第デアリマス
○牧山委員長 討論ハ終局致シマシタ、是
ヨリ採決ニ入リマス、本案ニ贊成ノ諸君ノ
御起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○牧山委員長 本案ハ滿場一致ヲ以テ可決
サレマシタ

〔拍手起ル〕

○牧山委員長 一言御挨拶ヲ申上ゲタイト
存ジマス、此法案ハ極メテ重大ナル意義ヲ
有スル法案デアリマスルガ、其審議ノ期間
ハ極メテ短ク、ソレニモ拘ラズ、委員諸君ニ
於カレマシテハ連日御精勵ニ相成リマシ
テ、十分ニ審議ヲ御盡シニナリマシタコト
ニ對シテ、委員長トシテ深く敬意ヲ表スル
次第デアリマス、殊ニ會議中極メテ委員長
トシテ不行屈膝デアリマシタニモ拘ラズ、
格別ノ御同情ヲ以テ御支援下サイマシタコ
トニ對シテ深く感謝ノ意ヲ表スル次第
デアリマス、之ヲ以テ本委員會ハ閉會ヲ致
シマス

午後二時五十分散會

昭和十二年九月八日印刷

昭和十二年九月九日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局